

## 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）内の 飲食店事業者募集に係る仕様書

### 1 使用許可物件

下記の A, B いずれかを選んでください。

物件	所在地	使用許可面積	数量	位置
A	大阪市中央区大手前 1-3-49 ドーンセンター1階 (募集要項《資料1》参照)	控室含む 155.30m <sup>2</sup>	一式	ドーンセンター1階フロア内 (募集要項《資料2》参照)
B	大阪市中央区大手前 1-3-49 ドーンセンター1階 (募集要項《資料1》参照)	控室除く 143.53m <sup>2</sup>	一式	ドーンセンター1階フロア内 (募集要項《資料2》参照)

※客席 93.79m<sup>2</sup>、厨房 44.72m<sup>2</sup>、食品庫 5.02m<sup>2</sup>、控室 11.77m<sup>2</sup>です。

### 2 経費の負担

- (1) 募集要項「4 公募条件等(3)」における、光熱水費等の必要な経費の負担内容は、次のとおりとします。事業者は、使用許可部分及び共用部分の合計額を、大阪府の指定する期限までに、大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下、「ドーンセンター」という。）の指定管理者（指定管理者が未定の場合は、大阪府）に全額納入してください。

#### ■使用許可部分にかかる光熱水費

##### 【電気使用料】

電気使用料は、既設子メーターの指示値により計測した使用量に、電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。

##### 【水道使用料】

水道使用料は、既設子メーターの指示値により計測した使用量に、水道料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。

※熱源はオール電化のため、ガス使用料は発生しません。

#### ■共用部分にかかる光熱水費

以下の算定方式により積算した額

##### 【算定方式】

$$(全体の経費 - 専用部分の経費) \times \frac{\text{使用許可面積} \times 0.05}{\text{建物の総面積} - \text{使用許可面積合計}}$$

- (2) 清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理等、使用物件の維持管理に付随して通常必要とする業務は、営業事業者が自ら行うか、又は専門業者との間で直接委託等することとし、それに要する経費及びその他の飲食店等営業に係る経費は営業事業者の負担とします。

### 3 使用条件等（※開館日、閉館日については、「6 参考データ」を参照願います。）

#### (1) 使用目的

飲食店として使用すること。（※熱源はオール電化です）

#### (2) 営業日時

営業日時は、ドーンセンターの開館日・時間内で、事業者において、定めること。ただし、開館日の午前10時から午後5時の間は、原則として営業すること。なお、特別な事情により

営業しない場合は、事前に大阪府へ届け出してください。

営業事業者は決定後速やかに営業時間を府に報告の上、承認を受けなければなりません。なお、営業時間を変更する場合も同様です。

(3) ドーンセンター内等のケータリング

ドーンセンター会議室等の利用者から注文があった場合は、届けること。

(4) 火元責任者の配置及び防火・防災管理者の設定

使用許可物件には、常勤の火元責任者を配置し、従業者を含めて防火管理を徹底するものとします。また、防火・防災管理者を設定してください。

(5) 施設敷地内禁煙について

施設敷地内は、終日禁煙としていますので、従業者に徹底していただくとともに、食堂・厨房内も全面禁煙とします。また、食堂内に利用者に対する禁煙表示を行ってください。

(6) 食材・物品類の搬入・搬出について

食材、販売品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮してください。停車場所及び搬入出経路は、あらかじめ府の指示を受けた方法によることとします。

(7) 食堂・厨房内の現状について

使用許可対象の各室内の清掃は、営業事業者の負担により行ってください。また、建物の経年年数に伴う壁面・床面等の傷み・汚れがあります。府は原則として、使用許可前、使用許可後に問わらず、これらの経年による傷み・汚れの修復は行いません。クリーニングや模様替えを行おうとするときは、営業事業者の負担により行ってください。

(8) 厨房設備・備品等

厨房設備・什器・備品等については、営業事業者の費用負担により用意してください。

ただし、営業事業者は、別紙「大阪府立男女共同参画・青少年センター 貸与物品一覧」に掲載の物品は、物品貸借契約を締結した上で、府から無償で貸与を受けて使用することができます。お貸しする物品以外に必要なものがある場合は、事業者の費用負担によりご用意ください。貸与を必要としない什器、備品等は、申し出により府が回収・処分を行います。

なお、貸与する物品等については、機能及び状態を十分確認してください。府は使用期間中の耐用を保証するものではありません。使用に際して修繕等が必要な場合は、営業事業者が費用負担していただきます。

(9) 提供メニュー等

① 提供メニューは、来館者に必要とされるものを用意すること。

② 支払いに関しては電子決済の導入を推奨しております（現金払いを禁止するものではありません）

(10) 提供するすべてのメニューには、カロリー表示及びアレルギー表示を行ってください。

(11) タバコ、青少年に有害な図書類等の販売は禁止します。

(12) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて営業事業者の負担で行うこととします。

(13) 営業事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、すべて営業事業者の責任と負担において対処しなければなりません。

(14) 使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示は認めません。

(15) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこととします。

(16) 使用物件は、最善の注意をもって維持管理するものとします。

(17) 府は、施設利用者に対してアンケートをとることがあり、アンケート結果において、飲食店の利用者に不平不満があり、客観的に合理的と認められるときは、改善を求めることがあるものとします。改善を求められた場合は、事業者は誠意を持ってこれに対応するものとします。

(18) 使用許可面積が変動する際は、大阪府と許可面積の変更手続きを行うこととします。

## 4 営業の開始について

営業事業者は、府が指定した期日までに営業を開始してください。

## 5 原状回復

営業事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。  
なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

## 6 参考データ

### (1) ドーンセンターについて

#### ① 開館時間

火曜日から土曜日：午前 9 時 00 分から午後 9 時 30 分まで  
日曜日及び祝日：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

#### ② 休館日

月曜日（祝日を除く）、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）、全館停電日（年 1 回）

#### ③ 来館者数

（平成 29 年度）約 28,900 人／月  
（平成 30 年度）約 29,200 人／月  
（令和 元年度）約 27,500 人／月  
（令和 2 年度）約 9,400 人／月  
（令和 3 年度）約 10,900 人／月  
（令和 4 年度）約 17,600 人／月  
（令和 5 年度）約 18,940 人／月  
（令和 6 年度）約 19,640 人／月

#### ④ パフォーマンススペース及び会議室利用率

（平成 29 年度）約 55.2%  
（平成 30 年度）約 55.4%  
（令和 元年度）約 50.7%  
（令和 2 年度）約 28.5%  
（令和 3 年度）約 31.3%  
（令和 4 年度）約 36.9%  
（令和 5 年度）約 37.5%  
（令和 6 年度）約 38.4%

《パフォーマンススペース・会議室一覧》

会議室等	フロア	定員
ホール・パフォーマンススペース	7F	500 人
1F パフォーマンススペース	1F	150 人
特別会議室	5F	108 人
セミナー室 1・2	5F	54 人
大会議室 1～3	4F・5F	72 人
中会議室 1～3	4F	36 人
小会議室 1～6	4F	10 人
視聴覚スタジオ（調整室）	5F	85 人
講師控室	5F	4 人
調理室	4F	15 人
和室 1・2	4F	40 人 ※和室 1(16 人)、和室 2(24 人)
多目的ルーム（中会議室 4）	B1	36 人

(2) 飲食店について

① 売上げ等の状況（売上額は前事業者の申告額です）

		R4. 1～R4. 12
食堂売上（1ヶ月当たり）		約1,125千円
光熱水費 (期間額)	電気使用料	約500千円
	水道使用料	約106千円

7 その他

この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、大阪府と協議しなければならないものとします。